

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる  
実態と意向に関する調査報告書

## 【函館市の単位民児協分】



# 1. 調査概要

## (1)目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であることに加え、任期が短いほど高い割合を示している。さらに、令和5年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,951人（全体の31.4%）に上り、2025年（令和7年）次期一斉改選においては、団塊の世代が漏れなく75歳に達し、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への参考意見を添えた情報提供を行う。

## (2)調査対象

函館市内法定単位民生委員児童委員協議会 30民児協

## (3)調査時期等

- 調査時点 令和6年4月1日
- 調査機関 令和6年6月1日～7月31日

## (4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。  
その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

## (5)回収率

	対象	回答数	回収率
函館市	30	30	100.0%

## (6)その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、「令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」及び「令和5年度市町村民児協基本調査」の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。なお、前回（令和3年度）同調査との比較を掲載。令和3年度データは、一斉改選年を起点として、令和3年を令和6年、令和4年を令和7年にそれぞれ読み替えて比較できるよう掲載。また、自由記述欄の分析は、株式会社ユーザーローカル社が提供するChatGPTと連動したAIテキストマイニングを用いて解析した結果を基に作成している。

## 2. 調査結果（単純集計）

### I 早期退任者の留任に関する取り組み

#### 設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 令和6年6月以前	1 3.3%	31 15.1%	0 0.0%	5 2.4%	1 3.3%	26 12.7%
イ. 令和6年7～9月頃	2 6.7%	43 21.0%	0 0.0%	15 7.2%	2 6.7%	28 13.8%
ウ. 令和6年10～12月頃	10 33.3%	64 31.2%	0 0.0%	66 31.6%	10 33.3%	▲2 ▲0.4%
エ. 令和7年1～3月頃	13 43.3%	48 23.4%	30 100.0%	75 35.9%	▲17 ▲56.7%	▲27 ▲12.5%
オ. 令和7年4月以降	4 13.3%	19 9.3%	0 0.0%	48 23.0%	4 13.3%	▲29 ▲13.7%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 令和6年6月以前」、「イ. 令和6年7～9月頃」および「ウ. 令和6年10～12月頃」がそれぞれ増加しており、退任の意向を確認する予定時期を早めている民児協が増えた。

#### 設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	25 83.3%	152 74.1%	0 0.0%	148 70.8%	25 83.3%	4 3.3%
イ. 行政職員以外の民児協 事務局	0 0.0%	11 5.4%	0 0.0%	9 4.3%	0 0.0%	2 1.1%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	2 6.7%	10 4.9%	0 0.0%	13 6.2%	2 6.7%	▲3 ▲1.3%
エ. 行政職員(一般職員)	3 10.0%	23 11.2%	30 100.0%	16 7.7%	▲27 ▲90.0%	7 3.60%
オ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
カ. その他	0 0.0%	8 3.9%	0 0.0%	22 10.5%	0 0.0%	▲14 ▲6.6%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査では皆無だった「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」が83.3ポイント増加した。また、「エ. 行政職員(一般職員)」が90.0ポイント減少した。

**設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】**

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 特に留任の働きかけをしていない	2 6.7%	23 11.2%	4 13.3%	25 12.0%	▲2 ▲6.7%	▲2 ▲0.7%
イ. 民児協会長等役員 (連合会長等も含む)	26 86.7%	152 74.1%	25 83.3%	146 69.9%	1 3.3%	6 4.3%
ウ. 行政職員以外の民児協 事務局	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
エ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	1 3.3%	8 3.9%	1 3.3%	10 4.8%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
オ. 行政職員(一般職員)	0 0.0%	13 6.3%	0 0.0%	12 5.7%	0 0.0%	1 0.6%
カ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他	1 3.3%	6 2.9%	0 0.0%	14 6.7%	1 3.3%	▲8 ▲3.8%
合 計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 特に留任の働きかけをしていない」は6.7ポイント減少した。  
【その他の具体的な内容】町会長と民児協会長

**設問4 留任に向けて工夫していること【自由記述】**

記載量 30民児協中11民児協が回答 回答率36.7%

●**主な内容 AIを使用した文章要約**

- ・本人の退任の意向を重視している。
- ・退任理由が年齢上限以外であれば、本人と対話し、事情から継続の可否を検討し判断。
- ・健康で継続可能な人には留任依頼をする。
- ・民児協役員または推薦準備会へ相談。
- ・候補者を何人か依頼している。
- ・75歳未満の委員には、原則留任を求めている。

## II 委員候補者の発掘

### 設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 令和6年6月以前	6 20.0%	31 15.1%	6 20.0%	14 6.7%	0 0.0%	17 8.4%
イ. 令和6年7～9月頃	1 3.3%	26 12.7%	2 6.7%	9 4.3%	▲1 ▲3.3%	17 8.4%
ウ. 令和6年10～12月頃	7 23.3%	61 29.8%	3 10.0%	57 27.3%	4 13.3%	4 2.5%
エ. 令和7年1～3月頃	7 23.3%	57 27.8%	14 46.7%	61 29.2%	▲7 ▲23.3%	▲4 ▲1.4%
オ. 令和7年4月以降	8 26.7%	28 13.7%	5 16.7%	65 31.1%	3 10.0%	▲37 ▲17.4%
無回答	1 3.3%	2 1.0%	0 0.0%	3 1.4%	1 3.3%	▲1 ▲0.5%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「エ. 令和7年1～3月頃」が23.3ポイント減少し、時期を早めた「ウ. 令和6年10～12月頃」が13.3ポイント増加、一方、時期が遅くなった「オ. 令和7年4月以降」は10.0ポイント増加した。

### 設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	19 63.3%	84 41.0%	29 96.7%	77 36.8%	▲10 ▲33.3%	7 4.10%
イ. 民児協事務局	2 6.7%	22 10.7%	0 0.0%	21 10.0%	2 6.7%	1 0.7%
ウ. 行政	2 6.7%	66 32.2%	0 0.0%	64 30.6%	2 6.7%	2 1.6%
エ. その他	7 23.3%	33 16.1%	1 3.3%	47 22.5%	6 20.0%	▲14 ▲6.4%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」が33.3ポイント減少したが、前回同様他市との比較では割合が高い。  
【その他の具体的な内容】町内会と民児協／各町内会長／退任する本人／各町会の推薦委員会

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	29 96.7%	184 89.8%	30 100.0%	189 90.4%	▲1 ▲3.3%	▲5 ▲0.7%
イ. 社会福祉協議会	0 0.0%	17 8.3%	0 0.0%	13 6.2%	0 0.0%	4 2.1%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	1 3.3%	3 1.5%	0 0.0%	2 1.0%	1 3.3%	1 0.5%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	2 6.7%	13 6.3%	0 0.0%	6 2.9%	2 6.7%	7 3.5%
オ. 教育関係機関	7 23.3%	5 2.4%	0 0.0%	13 6.2%	7 23.3%	▲8 ▲3.8%
カ. P T A関係者	5 16.7%	15 7.3%	1 3.3%	25 12.0%	4 13.3%	▲10 ▲4.6%
キ. 民間企業・事業者	0 0.0%	4 2.0%	0 0.0%	7 3.3%	0 0.0%	▲3 ▲1.4%
ク. 地域サークル	0 0.0%	14 6.8%	0 0.0%	17 8.1%	0 0.0%	▲3 ▲1.3%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1 3.3%	12 5.9%	1 3.3%	12 5.7%	0 0.0%	0 0.1%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	4 13.3%	54 26.3%	1 3.3%	58 27.8%	3 10.0%	▲4 ▲1.4%
サ. その他	2 6.7%	19 9.3%	0 0.0%	19 9.1%	2 6.7%	0 0.2%

- ➡ 前回調査と比べ、「オ.教育関係機関」は23.3ポイント増加、次いで「カ.P T A関係者」が13.3ポイント増加した。これらは他市と比較しても割合が高い。  
 【その他の具体的な内容】民児協／退任委員、現任委員の人のつながりで

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	20 66.7%	110 53.7%	28 93.3%	110 52.6%	▲8 ▲26.7%	0 1.0%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	0 1.0%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	1 3.3%	22 10.7%	0 0.0%	24 11.5%	1 3.3%	▲2 ▲0.8%
エ. 行政職員 (一般職員)	1 3.3%	25 12.2%	0 0.0%	26 12.4%	1 3.3%	▲1 ▲0.2%
オ. 市町村長	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	2 1.0%
カ. その他	8 26.7%	38 18.5%	2 6.7%	42 20.1%	6 20.0%	▲4 ▲1.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」は26.7ポイント減少した。  
【その他の具体的な内容】町内会長・各町会長／推薦委員会・推薦準備会

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 独自の説明資料や パンフレットがある	3 10.0%	33 16.1%	30 100.0%	25 12.0%	▲27 ▲90.0%	8 4.1%
イ. 独自の説明資料や パンフレットはない	22 73.3%	159 77.6%	0 0.0%	173 82.8%	22 73.3%	▲14 ▲5.2%
ウ. その他	5 16.7%	12 5.9%	0 0.0%	11 5.3%	5 16.7%	1 0.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 独自の説明資料やパンフレットがある」は90.0ポイント減少し、  
かわって「イ. 独自の説明資料やパンフレットはない」は73.3ポイント増加した。  
【その他の具体的な内容】会長等が口頭説明／市連合民児連のパンフレット

**設問10 候補者探しにあたって工夫していること【自由記述】**

記載量 30民児協中13民児協が回答 回答率43.3%

**●主な内容 AIを使用した文章要約**

- ・担当地域内や町会役員へ依頼し候補者の推薦をお願いしている。
- ・常になり手になれそうな人へ民生委員の啓発としてパンフレットの配布や声掛けをしている。
- ・町会役員、在宅福祉委員、その他町内を熟知している方に対する声掛け。
- ・民児協会長、副会長か推薦準備会へ相談。
- ・退任委員担当地区の住民名簿から適任者を探す。名簿の中から退任委員の意見を聞いて訪問している。
- ・民生委員経験者から候補者をお願いしてもらっている。
- ・退任委員が中心になって、自分の後継者を意識し準備会に推薦できる様日常から取り組んでいる。
- ・町会の役員会等で早い段階から説明を行ったり、定例会で委員へ周知してもらう。

### III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

#### 1 年齢制限について

##### 設問11 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき*	4 13.3%	130 63.4%	7 23.3%	127 60.8%	▲3 ▲10.0%	3 2.6%
イ. 69歳未満にするべき	3 10.0%	11 5.4%	5 16.7%	19 9.1%	▲2 ▲6.7%	▲8 ▲3.7%
ウ. 72歳未満にするべき	2 6.7%	7 3.4%	3 10.0%	7 3.3%	▲1 ▲3.3%	0 0.1%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	18 60.0%	40 19.5%	12 40.0%	42 20.1%	6 20.0%	▲2 ▲0.6%
オ. 78歳未満にするべき	3 10.0%	9 4.4%	2 6.7%	10 4.8%	1 3.3%	▲1 ▲0.4%
カ. その他	0 0.0%	6 2.9%	1 3.3%	3 1.4%	▲1 ▲3.3%	3 1.5%
無回答	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

\*旭川を除く他市は、現状値が「基準を設けていない（上記アに該当）」である

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 年齢制限を撤廃するべき」が10.0ポイント減少し、「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」は20.0ポイント増加した。

#### 【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・年齢に関係なく働ける人、働けない人がいるので制限する必要はない。
イ. 69歳未満にするべき	・体力的にフットワークの軽い年令が望ましいと思われる。 ・なるべく長く委員を務めてほしい。
ウ. 72歳未満にするべき	・最低2期は、委員としてお願いが可能。
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	・高齢になってから新しい事を始めるには、リスクを伴う場合があるので、現状で良いのでは。 ・年齢制限は一考して欲しい。 ・ひとりひとり体力、能力が異なるので、75歳はそのままでもよい。 ・なり手確保のため入口を広くしておくため。 ・なり手がいない現状で年齢制限を上げても、一度委員になれば終生続けるような思いにさせてしまう。75歳未満でも高い年齢だと感じる。
オ. 78歳未満にするべき	・年齢的にもまだまだ活動できる。 ・本人に意欲があれば再任も良い。

設問12 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	8 26.7%	71 34.6%	8 26.7%	68 32.5%	0 0.0%	3 2.1%
イ. 69歳未満にするべき	1 3.3%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	1 3.3%	▲2 ▲0.9%
ウ. 72歳未満にするべき	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	14 46.7%	85 41.5%	15 50.0%	110 52.6%	▲1 ▲3.3%	▲25 ▲11.2%
オ. 78歳未満にするべき	7 23.3%	22 10.7%	6 20.0%	22 10.5%	1 3.3%	0 ▲0.2%
カ. その他	0 0.0%	24 11.7%	1 3.3%	2 1.0%	▲1 ▲3.3%	22 10.8%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢に関係なく働ける人、働けない人がいる。</li> <li>・本人の体力を考慮して柔軟に対応してよい。</li> <li>・本人の意欲次第。</li> <li>・なり手不足のため。</li> </ul>
イ. 69歳未満にするべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳になったら自由な時間を楽しんで頂きたい。</li> </ul>
ウ. 72歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1期のみ延長も有り。</li> <li>・体力と健康次第。</li> <li>・なり手がいない現状で年齢制限を上げても、一度委員になれば終生続けるような思いにさせてしまう。75歳未満でも高い年齢だと感じる。</li> </ul>
オ. 78歳未満にするべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢的にもまだまだ活動できる。</li> <li>・本人に意欲があれば再任も良い。</li> </ul>

設問13 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	3 10.0%		7 23.3%		▲4 ▲13.3%	
イ. 原則50歳未満にするべき	1 3.3%		2 6.7%		▲1 ▲3.3%	
ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい	17 56.7%		12 40.0%		5 16.7%	
エ. 原則65歳未満にするべき	7 23.3%		6 20.0%		1 3.3%	
オ. 原則75歳未満にするべき	2 6.7%		2 6.7%		0 0.0%	
カ. その他	0 0.0%		1 3.3%		▲1 ▲3.3%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	30 100.0%		30 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※旭川を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 年齢制限を撤廃するべき」が13.3ポイント減少し、「ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい」は16.7ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・ なり手がいない。
イ. 原則50歳未満にするべき	・ 中学生位の子がいる人が良い。
ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい	
エ. 原則65歳未満にするべき	・ 再任主任児童委員の年齢制限と同じでもよいのかと思っている。
オ. 原則75歳未満にするべき	・ 民生委員と一緒に基準が良いと思う(なり手不足のためもある)。

設問14 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5 16.7%		7 23.3%		▲2 ▲6.7%	
イ. 原則50歳未満にするべき	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
ウ. 原則55歳未満にするべき	1 3.3%		3 10.0%		▲2 ▲6.7%	
エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい	19 63.3%		14 46.7%		5 16.7%	
オ. 原則75歳未満にするべき	5 16.7%		5 16.7%		0 0.0%	
カ. その他	0 0.0%		1 3.3%		▲1 ▲3.3%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	30 100.0%		30 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※旭川を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

➔ 前回調査と比べ、「エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい」が16.7ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・継続の意思があれば、年齢制限は不要と思う。
イ. 原則50歳未満にするべき	
ウ. 原則55歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい	・主任児童委員の任期終了後、一般の民生委員へ就任して頂く方法を取っている。 ・民生児童委員と区別化を図るため。 ・現役世代(中高生のいる家庭)と世代間ギャップが大きくなる。
オ. 原則75歳未満にするべき	

## 2 一般要件について

### 設問15 居住年数【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	6 20.0%		7 23.3%	84 40.2%	▲1 ▲3.3%	
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	11 36.7%		13 43.3%	86 41.1%	▲2 ▲6.7%	
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	9 30.0%		6 20.0%	15 7.2%	3 10.0%	
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	3 10.0%		3 10.0%	15 7.2%	0 0.0%	
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	1 3.3%		1 3.3%	5 2.4%	0 0.0%	
キ. その他	0 0.0%		0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
合計	30 100.0%		30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	

※今回調査より他市における調査項目を変更したため、斜線部分はデータが存在しない。

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

#### 【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市からの転入で実際に引き受けてくれた方がいたので社会福祉に関心があれば良い</li> <li>・居住年数が1年未満であっても民生委員になったことにより、地域住民との係わりも生じ、地域に馴染むのも早くなるため。</li> </ul>
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある程度地域を知っている方が仕事をしやすいと思う。</li> <li>・5年以上になれば、その地域の特性、居住している人間性がある程度把握出来るので問題ない。</li> </ul>
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年住めば、ある程度把握可能と思う。</li> <li>・地域の状況の把握には、人との交わりの得意、不得意があるので、居住年数はあまり関係ないと思うが、居住してすぐだと負担が大きい。</li> <li>・以前その地域に居住している時はこの限りではないとすべき。</li> </ul>
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低2年以上の居住があれば周囲の状況が確認できる。</li> <li>・推薦準備会(町会主体)が違うだけで、隣の町会からの移転等もあり、ケースバイケースと思う。</li> </ul>
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	

**設問16 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】**

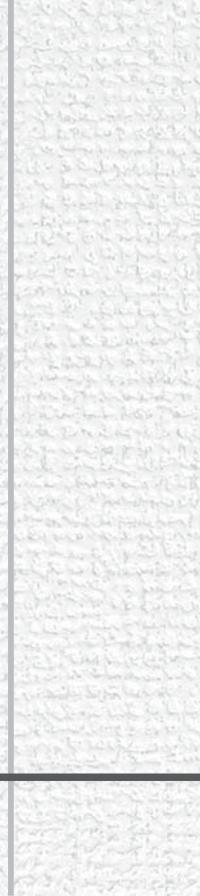
記載量 30民児協中12民児協が回答 回答率40.0%

**●主な内容 AIを使用した文章要約**

- ・民生委員制度について：制度の必要性に疑問を持っている。
- ・なり手不足の深刻さ：「なり手不足問題は非常に重たい課題」とし、現在の民生委員定数を維持することが困難であることを強調している。
- ・高齢化の影響：「高齢化が進んでいることから後任を探すことがむずかしい状態」とし、高齢化が後任探しに影響を与えていることを示している。
- ・訪問活動の負担：「委員が最も負担に思うのは、訪問活動」とし、訪問活動に対する懸念やトラブルのリスクについて触れている。
- ・制度の見直しの必要性：「年齢制限について、早急な見直しを要望。」と述べ、民生委員制度のあり方や年齢制限の見直しが必要であると訴えている。



# 調查票





I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、近年の斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であり、任期が短いほど高い割合を示しています。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

**設問1** 次回の一斉改選は令和7年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください【ひとつだけに○】  
 ア. 令和6年6月以前  
 イ. 令和6年7～9月頃  
 ウ. 令和6年10～12月頃  
 エ. 令和7年1～3月頃  
 オ. 令和7年4月以降

**設問2** 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

**設問3** 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

**設問4** 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかると実態と意向に関する調査 調査票③【単位民児協用】

市町村	函館市	単位民児協名	
-----	-----	--------	--

本調査は令和7年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握すること、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も、北海道への参考意見を添えた情報提供を行います。

【調査票の回答方法について】

- ・設問にご不明な点がありましたら、道民見連（担当：田中）にお問い合わせください。  
 北海道民生委員児童委員連盟 Ⅱ 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominjiren.or.jp
- ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかにて回答をお願いいたします。

①郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、エクセル様式をご使用ください。様式は市連合民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただき様式を取ってください。

【調査票の提出について】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日(水)までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出ください。

①郵送の場合

同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

**【回答後の提出先】**  
 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28  
 一般社団法人ウエルビージャザイン《業務委託先》

②Webサイトへのアップロード（提出）の場合

エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していただきますので、そちらへ入力・保存したエクセル様式のアップロードをお願いします。  
 なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざまな原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和7年の次期一斉改選時に、75歳以上となる委員は2,670人（全体の28.4%）に上ることが明らかになっており、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（ \_\_\_\_\_ ）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるのに特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（ \_\_\_\_\_ ）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ \_\_\_\_\_ ）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料やパンフレットがある
- イ. 独自の説明資料やパンフレットはない
- ウ. その他（ \_\_\_\_\_ ）

設問10 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会選任基準に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、函館市が定める選任要領にもとづき定められています。この選任基準についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

選任基準では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

**ア 地区を担当する民生委員児童委員**  
 新任の場合は75歳未満。再任の場合は原則75歳未満。  
**イ 主任児童委員**  
 新任の場合は原則55歳未満。再任の場合は原則65歳未満。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

**設問11 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】**

- ア、年齢制限を撤廃するべき
  - エ、現状のまま(75歳未満)でよい
  - イ、69歳未満にするべき
  - オ、78歳未満にするべき
  - ウ、72歳未満にするべき
  - カ、その他( )
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問11の回答の理由)

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

**設問12 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】**

- ア、年齢制限を撤廃するべき
  - エ、現状のまま(75歳未満)でよい
  - イ、69歳未満にするべき
  - オ、78歳未満にするべき
  - ウ、72歳未満にするべき
  - カ、その他( )
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問12の回答の理由)

(新任主任児童委員の年齢制限)

**設問13 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】**

- ア、年齢制限を撤廃するべき
  - エ、原則65歳未満にするべき
  - イ、原則50歳未満にするべき
  - オ、原則75歳未満にするべき
  - ウ、現状のまま(原則55歳未満)でよい
  - カ、その他( )
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問13の回答の理由)

(再任主任児童委員の年齢制限)

**設問14 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】**

- ア、年齢制限を撤廃するべき
  - エ、原則65歳未満にするべき
  - イ、原則50歳未満にするべき
  - オ、原則75歳未満にするべき
  - ウ、原則55歳未満にするべき
  - カ、その他( )
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問14の回答の理由)

2 一般要件について

選任基準では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

**設問15 選任基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に概ね5年以上居住していること」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】**

- ア、居住年数要件は撤廃するべき
- オ、居住要件年数を2年以上にするべき
- イ、現状のまま(5年以上居住)でよい
- カ、居住要件年数を1年以上にするべき
- ウ、居住要件年数を4年以上にするべき
- キ、その他( )
- エ、居住要件年数を3年以上にするべき

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問15の回答の理由)

--

(定例会出席率)

設問16 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

--